



### 東京都計量検定所

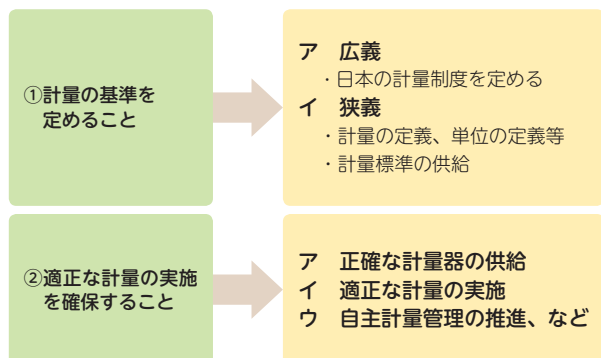
東京都生活文化局に設置された計量行政機関。都民の暮らしを守るため、正しい計量の確保を目的として、計量法に基づきさまざまな業務を行っている。より詳しい情報は、東京くらしWEBの東京都計量検定所ウェブサイト(<https://www.shouhisekaku.metro.tokyo.jp/keiryu/>)、右QRコードへ。



現在の計量制度は、1993(平成5)年11月1日に施行された計量法で定められています。今回は、この計量法を探ってみましょう。

### 計量法の目的

計量法第1条で、「この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする」と目的を定めています。この規定は、①計量の基準を定め、その計量の基準により②適正な計量の実施を確保することで、製造品質の向上や適正取引の推進等が図られ、これにより経済が発展し、文化レベルの向上につながっていくと解釈することができます。



### 計量の基準を定めること

「計量の基準を定める」とは、広い意味では「計量制度自体を定める」ととらえられますが、一般的には計量の基準となる計量単位の定義や質量や長さ、濃度などの計量単位の値の標準となる器具や物質を供給することです。

2019年5月20日に国際的に質量の単位の定義が変更になり\*、この新定義の制定とそれに基づく標準器と呼ばれる1kgの分銅を供給することもその一例です。

### 適正な計量の実施を確保すること

適正な計量の実施を確保するために、計量法

では次の具体的な施策を定めています。

#### (1) 正確な計量器の供給

私たちの生活に関連深い、はかり、ガス・水道・電気メーター・燃料油メーターや健康管理のための体重計・血圧計・体温計、環境計量のための騒音・振動・濃度計などの計量器を特定計量器と定め、基準に適合したものだけが取引や証明に使用されるよう規制しています。この基準への適合を確認する検査を検定といい、検定に合格した計量器には検定証印が付されます。正しい計量器だけが取引・証明用として市場に供給されるための制度です。その他、特定計量器の製造・修理・販売を行う事業者への届出義務などを規定しています。

#### (2) 適正な計量の実施

適正な計量の実施を確保するために、取引や証明に使用されている「はかり」には、性能確認のため2年ごとに検査を受検することを使用者に義務づける定期検査制度を定めています。また、商品を計量販売する際にも、正確計量の義務を定めるほか、全国的に流通する消費生活関連物資で計量販売が浸透している商品を特定商品と定め、計量販売するときに量目公差(許容誤差)を超えないように計量することを義務づける商品量目制度を定めています。

その他、計量が正しく行われているかを確認するため、百貨店・スーパー・ガソリンスタンドなどの小売店や製造事業所等に立ち入り、必要な指導を行う立入検査制度や、排水の水質検査などを行う環境計量証明事業者の登録制度など、さまざまな施策を規定しています。

#### (3) 自主計量管理の推進、ほか

国家資格の計量士制度や、計量士による事業所の計量管理を推進する適正計量管理事業所制度を規定しています。その他、検定・認定機関等の処分や不作為に対する不服申立制度や計量行政審議会の制度を規定しています。

\* ウェブ版「国民生活」2019年4月号「計量の世界」[http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201904\\_09.pdf](http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201904_09.pdf)